

志木市社会福祉協議会の法人格取得に伴う関係規程、要綱等の整備に関する規程

昭和54年3月17日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、昭和54年3月17日から志木市社会福祉協議会が法人格を取得したことに伴い関係規程、要綱等の整備を定めることを目的とする。

(題名及び本則等の改正)

第2条 法人格取得に伴い現に施行されている規程、要綱等の題目及び本則中「志木市社会福祉協議会」とあるを、「社会福祉法人志木市社会福祉協議会」に改める。

附 則

この規程は、昭和54年3月17日から施行する。